

外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例

(目的)

第1条 この特例は、外国投資証券（資産の一口当たりの純資産額の変動率を指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）の変動率に一致させるよう運用する外国投資法人の発行するものを除く。以下同じ。）の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(外国投資証券の新規上場申請)

第2条 外国投資証券の新規上場申請者（本所に外国投資証券が上場されていない発行者が、外国投資証券の上場を申請しようとする場合の当該発行者をいう。以下同じ。）は、その上場申請時に、本所所定の外国投資証券のための有価証券上場申請書を提出するものとする。

2 前項に規定する外国投資証券のための有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 役員会において上場申請を決議したことを証する書面
- (2) 規約又はこれに相当する書類
- (3) 本所が定める事項を記載した「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」 2部
- (4) 外国投資証券の新規上場申請者の幹事金融商品取引業者（幹事である金融商品取引業者をいう。）である本所の現物取引参加者が作成した本所所定の推薦書
- (5) 外国投資証券のための有価証券上場申請書及びその添付書類に記載された法令に関する事項が、真実、かつ、正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係

法令の関係条文

- (6) 上場申請に係る外国投資証券が、当該外国投資証券の発行者である外国投資法人の属する国（以下「本国」という。）その他の本邦以外の地域（以下「外国」という。）の金融商品取引所又は組織された店頭市場（以下「外国の金融商品取引所等」という。）において上場又は継続的に取引されている場合には、当該外国の金融商品取引所等における上場申請に係る外国投資証券の流通の状況に関する書面
- (7) 外国投資証券のための有価証券上場申請書に記載された代表者が、当該外国投資証券の上場に関し、正当な権限を有する者であることを証する書面
- (8) 外国投資証券の新規上場申請者が財産の運用を委託している運用会社及び事務管理を委託している管理会社との間に締結した契約の契約書の写し又は締結しようとする契約の内容を記載した書面
- (9) 外国投資証券上場契約書
- (10) その他本所が必要と認める書類

3 外国投資証券の新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査又は中間監査を受け、それに基づいて公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書又は中間監査報告書を添付するものとする。ただし、外国投資証券の新規上場申請者が本所が定める外国投資法人である場合には、この限りでない。

- (1) 前項第3号又は次項第2号bの規定により提出する「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務書類（外国投資法人の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）のうち、本所が指定するもの
- (2) 前項第3号の規定により提出する「外国投資証券の上場申請のた

めの有価証券報告書」又は次項第2号bの規定により提出する「外国投資証券の上場申請のための半期報告書」に記載される中間会計期間に係る財務書類（以下「中間財務書類」という。）

4 外国投資証券の新規上場申請者は、次の各号に規定する書類を提出するものとする。

(1) 有価証券上場規程第3条第5項（第4号、第5号g、第5号gの2、第6号a及び第6号aの2を除く。以下この項において同じ。）、第8項及び第10項から第12項までの規定は、外国投資証券の新規上場申請において準用する。この場合において、これらの規定（有価証券上場規程第3条第5項第1号及び第3号を除く。）中「新規上場申請者」とあるのは、「外国投資証券の新規上場申請者」と、「外国会社」とあるのは「外国投資法人」と、有価証券上場規程第3条第5項第1号中「新規上場申請者が外国会社」とあるのは「外国投資証券の新規上場申請者」と、「取締役会」とあるのは「役員会」と、「株主総会」とあるのは「投資主総会」と、同項第3号中「新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む」とあるのは「これらに相当する外国の行政庁を含む」と、同条第11項中「第2項から第9項まで」とあるのは「前2項並びにこの項の規定により準用する有価証券上場規程第3条第5項及び第8項」と読み替えるものとする。

(2) 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当することとなる場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

a 1年を1事業年度とする新規上場申請者について、上場申請日の属する事業年度が開始した日以降6か月を経過した場合
当該事業年度が開始した日以降6か月に関し、本所が定める事項を記載した「外国投資証券の上場申請のための半期報告書」（本所が定める場合を除く。）

b 上場申請日の属する事業年度終了後3か月を経過した後となる場合

当該事業年度に關し、本所が定める事項を記載した書面「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」

(上場申請に係る宣誓書)

第2条の2 外国投資証券の上場を申請する新規上場申請者は、当該申請を行う時に、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。

(外国投資証券の申請の不受理)

第3条 本所は、外国投資証券の新規上場申請者が、本所が別に定める場合に該当するときには、上場申請を受理しないものとする。

第4条 削除

(外国投資証券の上場審査料)

第5条 外国投資証券の新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を、上場申請日後速やかに納入するものとする。

(外国投資証券の上場審査)

第6条 外国投資証券の上場審査は、外国投資証券の新規上場申請者に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 投資内容等の開示の適正性

投資内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。

(2) その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項

(外国投資証券の上場審査基準)

第7条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する外国投資証券を対象として行うものとする。

(1) 上場投資口数

上場投資口数が上場の時までに400万口以上になる見込みのあること。

(2) 流通の状況

外国の金融商品取引所等において、当該上場申請に係る外国投資証券の流通の状況が円滑であると認められること。

(3) 本邦内投資主数

本邦内における投資主の数が、上場の時までに600人以上になる見込みのこと。

(4) 純資産の額

上場申請日現在の純資産の額が50億円以上であること。ただし、外国投資証券の新規上場申請者が、新規に設立された外国投資法人で、上場日前に上場申請に係る外国投資証券の公募を行う場合は、当該公募後の純資産の額が50億円以上となる見込みのこと。

(5) 利益の額

外国投資法人として設立された後、1事業年度以上経過しているときは、最近1事業年度において利益を計上していること又は最近1事業年度の末において剰余金を計上していること。

(6) 利益の分配

上場後の利益の分配についてこれを継続して行う見込みのこと。

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a 外国投資法人として設立された後、上場申請日までに2か年以上経過している場合は、最近2年間に終了する各事業年度の財務書類が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書(法第5条第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する届出

書（同条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する者にあっては、当該書類及びその補足書類）及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。），発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類，有価証券報告書（法第24条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書（同条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該有価証券報告書に代わる書類を提出する者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）及びその添付書類，半期報告書（法第24条の5第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書（同条第7項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）並びに目論見書をいう。以下同じ。）に，外国投資法人として設立された後，上場申請日までに2か年以上経過していない場合は，当該期間に終了する各事業年度の財務書類が記載される有価証券報告書等に，虚偽記載を行っていないこと。

- b　外国投資法人として設立された後，上場申請日までに2か年以上経過している場合は，最近2年間に終了する各事業年度の財務書類に添付される監査報告書について，外国投資法人として設立された後，上場申請日までに2か年以上経過していない場合は，当該期間に終了する各事業年度の財務書類に添付される監査報告書について，それぞれ公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者（以下「公認会計士等」という。）の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。
- c　前bに掲げる監査報告書のうち最近1年間に終了する各事業年度の財務書類に添付されるものについて，除外事項が付されていないこと。ただし，本所が適当と認める場合は，この限りでな

い。

(8) 指定振替機関における取扱い

指定振替機関（本所が指定する振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。）第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）の外国株券等保管振替決済業務（指定振替機関が振替法第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を受けた外国株券等の保管及び振替決済に関する業務をいう。以下同じ。）における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのこと。

(9) 投資口の譲渡制限

投資口の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのこと。

（取引所規則の遵守に関する確認書等）

第7条の2 外国投資証券の新規上場申請者は、本所が当該外国投資証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、第2号に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することについて同意するものとする。

(1) 本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書

(2) 第2条第2項第3号又は第4項第2号bの規定により提出される「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」,同条第4項第2号aの規定により提出される「外国投資証券の上場申請のための半期報告書」に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

（追加発行された外国投資証券の上場等）

第8条 本所の上場外国投資証券の発行者（以下「上場外国投資法人」という。）が追加発行する外国投資証券の上場を申請する場合には、当該

上場外国投資法人は、本所所定の外国投資証券のための有価証券上場申請書を提出するものとする。

- 2 前項の規定により上場申請のあった外国投資証券が、上場外国投資法人が追加発行する外国投資証券である場合には、原則として上場を承認するものとする。

(上場外国投資証券の変更上場申請手続)

第9条 上場外国投資法人が、上場外国投資証券の銘柄、数量、種類及び額面金額等を変更しようとするときは、本所所定の外国投資証券のための有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

(上場外国投資法人が行う適時開示等)

第10条 上場外国投資法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この項の規定の適用に当たっては、上場外国投資法人の本国における法制度等を勘案するものとする。

- (1) 上場外国投資法人の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
- a 投資口の追加発行又は売出し（本所が定める基準に該当するもののその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）
 - b 外国の法令の規定による自己投資口の取得
 - c 投資口の分割又は併合
 - d 利益の分配
 - e 合併
 - f 解散（合併による解散を除く。）
 - g 外国の金融商品取引所等に対する外国投資証券の上場の廃止

又は登録の取消しに係る申請

- h 本所市場における自己投資口の買付け
- i 商号の変更
- j 決算期の変更
- k 管理会社、運用会社又は保管会社の変更
- l 投資主の請求により投資口の払戻しを行うことができる法人形態への変更
- m 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務書類又は中間財務書類の監査証明等(法第193条の2第1項の監査証明(以下「監査証明」という。)又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第1条の2に規定する監査証明に相当すると認められる証明(以下「監査証明に相当する証明」という。)をいう。以下同じ。)を行う公認会計士等の異動

(2) 次に掲げる事実が発生した場合

- a 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第223条第1項に規定する内閣総理大臣の申立てその他行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
- b 投資主による投資主総会の招集の請求
- c 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動(業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。)
- d 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告

書又は中間監査報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのこと及び当該期間内に提出しなかったこと(当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。),これらの開示を行った後提出したこと並びに法第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により新たに期間の承認を受けたこと。

- (3) 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)
第19条第2項各号に掲げる場合(ただし、前2号に掲げる場合を除く。)
 - (4) 上場外国投資法人の事業年度若しくは中間会計期間に係る決算の内容が定まった場合又は本国の法令等により四半期に係る決算を要する場合において当該四半期に係る決算の内容が定まった場合
 - (5) 上場外国投資法人の経営に重大な影響を与える、当該上場外国投資法人の本国又は証券投資の対象となる特定の国若しくは地域における政治、経済、金融及び資本市場制度等の変更
- 2 前項のほか、上場外国投資法人に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下「適時開示等規則」という。)及びその取扱いに定めるところに準じるものとする。
- 3 上場外国投資法人は、投資者への適時、適切な上場外国投資証券に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

(本所への協力義務)

第10条の2 上場外国投資法人は、次の各号に掲げる場合において、本所が財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等

(当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。)に対して事情説明等を求めるときには、これに協力するものとする。

(1) 当該上場外国投資証券の上場廃止に係る該当性の判断に本所が必要と認める場合

(2) 当該公認会計士等が契約期間中に退任する場合等で、本所が必要と認める場合

2 上場外国投資法人は、前項の規定により本所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、本所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

(書類の提出等)

第10条の3 上場外国投資法人は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。ただし、上場外国投資法人が第10条の規定に基づき行う会社情報の開示により、当該提出書類に記載すべき内容が十分に開示されており、本所が適当と認めるときは、この限りでない。

(1) 第10条第1項第1号aからmまでに掲げる事項

(2) 投資口の種類の変更

(3) 金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第20条第3項第5号に規定する安定操作取引の委託等をすることがある者の選定

(4) 公募又は売出しに係る元引受契約を締結する金融商品取引業者及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格

(5) 前各号に掲げる事項以外の上場外国投資証券に関する権利等に係る重要な事項

2 上場外国投資法人は、第10条第1項第2号に該当した場合、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところにより、書類の提

出を行うものとする。

- 3 上場外国投資法人は、当該上場外国投資証券の一口当たり純資産額を本所が定める期日に本所に通知するものとする。
- 4 上場外国投資法人は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該外国投資法人の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく本所に提出するものとする。
- 5 上場外国投資法人は、第2条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類及び前項に規定する書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 6 前各項のほか、本所への書類の提出等については、適時開示等規則第3条第4項（会社情報に係る照会事項の報告及び開示）、第6条（権利確定のための期間又は期日の届出及び公告）、第7条（上場申請の手続）、第9条（株式買取権証書の買取権の行使等による株式交付状況及び自己株式取得状況の報告）、第13条（株主への発送書類の提出）、第14条（本国等の主務官庁等へ提出した書類の提出等）、第15条（その他書類の提出）、第18条（適切な株式事務及び配当金支払事務の確保）及び第20条（会社の代理人等の選定）の規定を準用する。この場合において、第3条第4項中「第1項」とあるのは「第10条第3項において準用する適時開示等規則第3条第1項」と、第6条、第7条、第9条、第13条、第14条、第18条及び第20条中「上場会社」又は「上場外国会社」とあるのは「上場外国投資法人」と、第6条、第18条中「配当」とあるのは「利益の分配」と、第6条、第7条及び第9条中「株式」、「新たに株式」又は「株式の交付」とあるのは「追加発行投資口」と、第6条及び第13条中「株主」とあるのは「投資主」と、第6条中「株券」とあるのは「外国投資証券」と、第7条中「上場株式数」とあるのは「上場投資口数」と、第9条中「自己株式」とあるのは「自己投

資口」と、第18条中「外国株券等実質株主（指定振替機関が定める外国株券等の保管及び振替決済に関する規則に規定する外国株券等実質株主をいう。以下同じ。）」又は「外国株券等実質株主」とあるのは「外国投資証券実質投資主」と、第18条中「株式事務」とあるのは「投資口事務」と、それぞれ読み替える。

（行動規範）

第10条の4 上場外国投資法人は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は投資主の利益の侵害をもたらすおそれのある投資口の分割又は併合を行わないものとする。

（外国投資証券の上場廃止基準等）

第11条 上場外国投資証券が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

（1）外国の金融商品取引所等における上場廃止

次のa又はbに該当する場合。ただし、当該銘柄の外国の金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は本所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

- a 外国の金融商品取引所に上場されている銘柄については、当該金融商品取引所における上場廃止が決定されたとき。
- b 外国の組織された店頭市場で取引されている銘柄については、当該店頭市場での相場を即時に入手することができない状態となつたと本所が認めたとき。

（2）流通の状況

外国の金融商品取引所等における当該銘柄についての流通の状況が著しく悪化したと認めた場合。ただし、本所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でないと認め

られるときは、この限りでない。

(3) 破産手続

上場外国投資法人が法律の規定に基づく破産手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合

(4) 投資運用活動の停止

上場外国投資法人が投資運用活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合

(5) 不適当な合併

上場外国投資法人が合併を行った後、その状態が著しく悪化し、本所が上場廃止を適当と認めたとき。

(6) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、上場外国投資法人の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 上場外国投資法人が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

b 上場外国投資法人の財務書類に添付される監査報告書又は中間財務書類に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「有用な情報を表示していない」旨又は「意見の表明をしない」旨が表明され、か

つ，その影響が重大であると本所が認めた場合

(8) 上場契約違反等

上場外国投資法人が上場契約について重大な違反を行った場合，
第2条の2の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合

(9) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象とならないこととなつた場合

(10) 投資主による投資口の払戻し請求

投資主の請求により投資口の払戻しを行うこととした場合

(11) 投資口の譲渡制限

上場外国投資法人が投資口の譲渡につき制限を行うこととした場合

(12) その他

前各号のほか，公益又は投資者保護のため，本所が当該上場外国投資証券の上場廃止を適当と認めた場合

- 2 前項第2号については，上場外国投資法人の毎決算期現在の資料に基づいて審査を行う。
- 3 当該外国投資証券の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは，本所が定めるところによる。

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第11条の2 上場外国投資証券が上場廃止となるおそれがある場合には，本所は，その事実を投資者に周知させるため，当該外国投資証券を監理銘柄に指定することができる。

- 2 上場外国投資証券の上場廃止が決定された場合には，本所は，その事実を投資者に周知させるため，当該上場外国投資証券を整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

(上場手数料及び年賦課金)

第12条 外国投資証券の新規上場申請者及び上場外国投資証券の発行者は、別表に定める上場手数料及び年賦課金を納入するものとする。

(日本語による書類等の提出)

第13条 外国投資証券の新規上場申請者及び上場外国投資法人が本所へ提出する書類等については、原則として、日本語によるものとする。

2 前項に規定する本所への提出書類等の記載事項のうち、金額に関する事項については、原則として、本国通貨及び本邦通貨（本所が指定する外国為替相場により換算する。）により表示するものとする。

(措置等)

第14条 有価証券上場規程第14条の2から第14条の4まで及び第14条の6から第14条の10までの規定は、外国投資証券に対する措置について準用する。

(委任規定)

第15条 この特例に定めのある事項並びにこの特例の規定の解釈及び運用に関し必要な事項は、本所が定める。

付 則

この特例は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成11年2月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成11年9月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第10条第5項において準用する適時開示等規則第2条の3の規定は、本所が定める日から施行する。
- 3 改正後の第11条第1項第7号bの規定は、平成12年4月1日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務書類について適用し、平成12年4月1日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成12年4月1日前に開始する中間会計期間に係る中間財務書類について、上場外国投資法人の半期報告書に記載される中間財務書類が、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第23号）による改正の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）により作成されている場合は、当該中間財務書類から適用する。

付 則

この特例は、平成12年7月1日から施行する。

付 則

この特例は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）の施行の日から施行する。

(注) 「法律の施行の日」は平成12年11月30日

付 則

この特例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則

この特例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成13年4月2日から施行する。
- 2 改正後の第10条第1項第2号d及び第11条第1項第6号の規定は、

平成13年3月末日以降に終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

この特例は、平成13年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成16年8月2日から施行する。
- 2 改正後の第2条の2の規定は、この規定の施行日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

- 1 この特例は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第7号a及び第7条の2の規定は、この特例施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請を行う外国投資証券の新規上場申請者から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に上場申請を行った外国投資証券の新規上場申請者は、改正後の第7条の2第1号に規定する宣誓書及び添付書類を、平成17年4月30日までに（同日までに本所が上場承認していない場合は、本所が上場を承認する日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該新規上場申請者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 改正後の第10条第1項第2号d及び第11条第1項第6号の規定は、施行日以後開始する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 5 改正後の第10条第2項の規定にかかわらず、施行日において現に上場外国投資法人である者は、同項に規定する宣誓書及び添付書類を平成17年4月30日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該上場外国投資法人は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 6 改正後の第10条の2第3項の規定は、施行日以後終了する事業年度

又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

7 改正後の第11条第1項第7号aの規定は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。

付 則

この特例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類については、同日以後に内閣総理大臣等に提出されるものから適用する。

付 則

- 1 この特例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本所が指定する外国株投資証券の第7条第8号の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本所が指定する銘柄の第10条第1項第1号及び同第2号並びに第10条の2第5項の規定の適用については、本所が銘柄ごとに定める日までは、なお従前の例による。
- 4 第1項の規定にかかわらず、本所が指定する銘柄の第11条第1項第9号の規定の適用については、本所が銘柄ごとに定める日までは、なお従前の例による。
- 5 前項の規定にかかわらず、同項の銘柄が、平成18年12月29日までに指定保管振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象とならなかった場合は、改正後の第11条第1項第9号に該当したものとみなす。

付 則

この特例は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この特例は，平成19年12月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成20年2月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成21年1月5日から施行する。

付 則

この特例は，平成21年7月1日から施行する。

付 則

1 この特例は，平成21年12月30日から施行する。

2 改正後の第7条第9号の規定は，この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請を行う者から適用する。

3 施行日から過去5年以内に，改正前の第10条第3項の規定に基づく上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第23条に規定する改善報告書を1回提出している場合は改正後の第14条の規定に基づく有価証券上場規程第14条の8第1項に規定する公表措置を，改善報告書を2回提出している場合は改正後の第14条の規定に基づく有価証券上場規程第14条の8第1項に規定する公表措置及び同条第2項に規定する警告措置を講じているものとみなす。

付 則

この特例は，平成22年4月1日から施行する。

付 則

1 この特例は，平成22年6月30日から施行する。

2 改正前の第7条の2第1号及び第10条第2項の規定に基づき本所所定の適時開示に係る宣誓書を提出した者は，当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は，本所所定の取

引所規則の遵守に関する確認書を異動後直ちに提出するものとする。

付 則

この特例は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成23年3月31日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年3月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。